



福島県へ15回目の被災地支援で
仮設住宅を訪問する扶川さん。
(9月29日 福島県南相馬市)

扶川さんが保釈に

半年を超える勾留中も一貫して無罪主張
保釈された翌日から活動を再開!

一九五日間にのぼる東署での勾留を経て、八月九日元県議の扶川敦さんが保釈されました。保釈の期間中は、裁判が終わるまで裁判に関わる証人への接触など、若干の行動を制限されます。そうした中、扶川さんは、留置場を出た翌日から住民の生活相談を受け、弱者救済を基本とする従前の活動を、元気に再開しています。九月二十九日には、逮捕勾留によって中断していた福島県南相馬市への被災者支援活動も再開。支援物資を積んだ車で仮設住宅を訪問し、地元住民の案内で一軒一軒訪問して被災者の方々に声をかけました。

(左写真は、扶川さんの同行者にいただきました。)

扶川さんは、長い拘留と取り調べでも一歩も譲らず無罪を主張してきました。報道されているように、真偽二種類の書類を作ったとされる不動産業者が、なにもかも「扶川さんの指示」だと供述しています。

これに対して、扶川さんは「私は、一貫して人助けをしたかったのであって、役所からお金をだましとるなどという意図は、かけらももっていませんでした。当然、そのための共謀などするはずもありません。不動産屋さんにたいして、二つの書類を作ればよいよ、というような指示はしておりません。」(第三回公判)ときっぱり否定し、無罪を主張しています。

今後の公判予定

第七回公判は十一月二十五日午後一時十分から。第八回十二月十一日午後一時半、第九回十二月二十五日午後二時、第十回一月九日午後一時半の予定です。第七回では、扶川さんの弁護側から不動産業者への尋問が行われます。判決は、来年に持ち越されそうです。

たくさんみなさんから会に激励のはがきや手紙、電話連絡、メールをいただきました。ありがとうございます。ほんの一部ですが、ご紹介いたします。

■私も一年前に扶川さんにお世話になりました。お金の事など一度も話になりませんでしたし、選挙の票ほしさでないことは私自身がよくわかっています。早く帰ってきて弱者の味方をして、今以上に生活で困っている人を助けてください。(上板町女性)

■私は扶川先生に助けられたことにより今日まで生きていられています。先生は、人を助けることをしても人をだましたりおとしめるようなことなど絶対しません。(徳島市女性) ■私が困っていたときに親身になりすぐ手を差し伸べてくださったのが扶川さんです。ご恩を忘れていません。私は、扶川さんを信じています。(阿波市男性) ■最初ニュースで扶川さん逮捕と聞いたときは、とても信じられず、これは何かの間違いだと思いました。扶川さんのように弱いも

のに心配りをしてくださる人は他にいません。一日中忙しく弱者のために働いておられる扶川敦という人は、決して自己利益のために動く人ではありません。一日も早く復讐してくださることを願っております。(小松島市女性) ■私は今回の件には、大変立腹しております。検察官も〇〇の言う言葉におどらされ、鵜呑みの状況でマスコミもそれをあおっているのが現状と思う。私は、どんなことがあっても、これから先も人間扶川敦さんを死ぬまで応援し信じるものです。

(松茂町男性) ■扶川さんは、親身になって相談に乗ってくれた大切な人です。彼がいなければ、今頃ホームレスになっていたかもしれない。この事件は国家権力によるえん罪だと思えます。(徳島市男性)

(次号に続く)